

# 継続検査(車検)における確認事項及び承諾書の記載例

## 継続検査(車検)を受けられるお客様へ

電磁的方法により、継続検査(車検)等の申請手続きを行う場合、各種法令の規定により、事前にお客様(使用者)の承諾等を頂いた上で行うこととなります。(法令の規定:道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条をいう。)

つきましては、当社が実施する継続検査(車検)の手続きのため、下記事項についてご確認いただき、承諾下さいますようお願い申し上げます。

継続検査の依頼を受けた整備工場にて、「事業場名」、「所在地」等をゴム印等により記入してください。

指定整備事業場名

以下、お客様ご記入欄

## 継続検査(車検)における確認事項及び承諾書

継続検査(車検)の電磁的方法による申請手続きに関してチェック項目について承諾します。

継続検査手続きを電子的に申請する場合は、欄にレ点を記入してください。

① [継続検査(車検)申請に関する委任について]

継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を提供すること及び申請を委任すること。

② [継続検査(車検)に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾]

保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

保安基準適合証や自賠責保険(共済)証明書の情報を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供することについて承諾する場合は、それぞれの欄にレ点を記入してください。

※ 「電磁的方法」とは、紙による申請や関係書類の国への提出に代えて、電子データにより国へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続検査(車検)等の手続き以外には使用されません。

登録番号又は車両番号 (二輪の小型自動車又は検査対象軽自動車)

自動車検査証に記載されている「自動車登録番号」又は「車両番号」を記入してください。

ご記入日 年 月 日

使用者(依頼者)の氏名(社名)

### ■ご記入日

当該承諾書を記載する「年月日」を記入してください。

### ■使用者(依頼者)の氏名

[個人ユーザーの場合]

使用者が署名することが望ましいが、使用者と依頼者が異なる場合等は、使用者の当該申請手続き実施の意思が明確なことを条件に、依頼者の代筆などにより自動車検査証の使用者名を記名してください。

[法人ユーザーの場合]

自動車検査証の使用者欄に記載されている氏名又は名称を、依頼者(当該法人の担当者等)が記名(ゴム印可)してください。また、依頼者名も併記してください。

# 中古新規検査における確認事項及び承諾書の記載例

## 中古新規検査を受けられるお客様へ

電磁的方法により、継続検査（車検）等の申請手続きを行う場合、各種法令の規定により、事前にお客様（使用者）の承諾等を頂いた上で行うこととなっています。（法令の規定：道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条をいう。）

つきましては、当社が実施する中古新規検査の手続きを円滑に進め、下記事項についてご確認いただき、承諾下さいますようお願い申し上げます。

中古新規検査の依頼を受けた整備工場にて、「事業場名」、「所在地」等をゴム印等により記入してください。

指定整備事業場名

以下、お客様ご記入欄

## 中古新規検査における確認事項及び承諾書

中古新規検査の電磁的方法による申請手続きに関してチェックを付けた事項について承諾します。

〔中古新規検査に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾〕

- 保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。
- 自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

保安基準適合証や自賠責保険（共済）証明書の情報を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供することについて承諾する場合は、それぞれの口欄にレ点を記入してください。

※ 「電磁的方法」とは：紙による申請や関係書類の国への提出に代えて、電子データにより国へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続検査（車検）等の手続き以外には使用されません。

車台番号

「車台番号」を記入してください。

ご記入日 年 月 日

使用者（依頼者）の氏名（社名）

### ■ご記入日

当該承諾書を記載する「年月日」を記入してください。

### ■使用者（依頼者）の氏名

〔個人ユーザーの場合〕

新たな使用者が署名することが望ましいが、使用者と依頼者が異なる場合等は、使用者の当該申請手続き実施の意思が明確なことを条件に、依頼者の代筆などにより使用者名を記名してください。

〔法人ユーザーの場合〕

新しい使用者名を、依頼者（当該法人の担当者等）が記名（ゴム印可）してください。また、依頼者名も併記してください。

# 中古予備検査における確認事項及び承諾書の記載例

中古予備検査を受けられるお客様へ

電磁的方法により、継続検査（車検）等の申請手続きを行う場合、各種法令の規定により、事前にお客様（使用者）の承諾等を頂いた上で行うこととなります。（法令の規定：道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条をいう。）

つきましては、当社が実施する中古予備検査の手続きを下記事項についてご確認いただき、承諾下さいますようお願い申し上げます。

中古予備検査の依頼を受けた整備工場にて、「事業場名」、「所在地」等をゴム印等により記入してください。

指定整備事業場名

----- 以下、お客様ご記入欄 -----

## 中古予備検査における確認事項及び承諾書

中古予備検査の電磁的方法による申請手続きに関してチェックを付けた事項について承諾します。

〔中古予備検査に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾〕

保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

保安基準適合証の情報を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供することについて承諾する場合は、それぞれの口欄にレ点を記入してください。

※ 「電磁的方法」とは：紙による申請や関係書類の国への提出に代えて、電子データにより国へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続検査（車検）等の手続き以外には使用されません。

車台番号

「車台番号」を記入してください。

ご記入日 年 月 日

所有者(依頼者)の氏名(社名)

### ■ご記入日

当該承諾書を記載する「年月日」を記入してください。

### ■所有者(依頼者)の氏名

〔個人ユーザーの場合〕

現状の所有者が署名することが望ましいが、所有者と依頼者が異なる場合等は、所有者の当該申請手続き実施の意思が明確なことを条件に、依頼者が代筆などにより記名してください。

〔法人ユーザーの場合〕

現状の所有者名を、依頼者(当該法人の担当者等)が記名(ゴム印可)してください。また、依頼者名も併記してください。